

〔7〕 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務

Q

改正会社法では、社外取締役を置いていない株式会社は、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明することになったとのことですが、具体的にはどのような規律になったのでしょうか。

A

改正会社法では、事業年度の末日において公開・大会社である監査役会設置会社であって株式についての有価証券報告書提出義務を負う株式会社が社外取締役を置いていない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を当該事業年度に関する定時株主総会において説明しなければならないことになりました。

また、今後、法務省令において、公開・大会社である監査役会設置会社であって株式についての有価証券報告書提出義務を負う株式会社が社外取締役を置いていない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告に記載すること、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出するときは、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類に記載しなければならないことについて規定が追加される予定です。

解説

1 社外取締役に関する規律に関する議論

今回の会社法改正に当たっては、法制審議会会社法制部会において、取締役会の監督機能の充実という観点から社外取締役の機能を活用す

るための方策が議論されました。最終的には、社外取締役の選任を法律で義務付けることは見送られましたが、監査役会設置会社において社外取締役の導入を促進すべきとの観点から、社外取締役の選任義務付けに代わるものとして、「会社法制の見直しに関する要綱」において、「監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）のうち、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とするものとする。」旨の開示規制を設けることが提案されました。

2 改正会社法における規律

改正会社法においては、前記の法制審議会会社法制部会における議論、「会社法制の見直しに関する要綱」における指摘、さらには、その後の自民党政務調査会法務部会における議論を踏まえ、事業年度の末日において公開・大会社である監査役会設置会社であって株式についての有価証券報告書提出義務を負う株式会社が社外取締役を置いていない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を当該事業年度に関する定時株主総会において説明することが義務付けられました（法327の2）。

3 法務省令に規定することが予定されている内容

(1) 事業報告における開示

法務省令において、公開・大会社である監査役会設置会社であって株式についての有価証券報告書提出義務を負う株式会社が社外取締役を置いていない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告の内容とすること、しかも、「社外取締役を置くことが相当

でない理由」の事業報告の記載については、①「相当でない理由」は、個々の株式会社の各事業年度における事情に応じて記載しなければならないこと、②社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないことについて定められることが予定されています。

(2) 株主総会参考書類における開示

また、法務省令において、前記(1)に加え、公開・大会社である監査役会設置会社であって株式についての有価証券報告書提出義務を負う株式会社が、社外取締役を置いていない場合であって、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出するときは、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類において説明しなければならないこと、この場合における「相当でない理由」についても、①「相当でない理由」は、個々の株式会社の当該時点における事情に応じて記載しなければならないこと、②社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないことについて定められることが予定されています。

(渡邊 和之)

[31] 多重代表訴訟の提訴要件

Q

多重代表訴訟の提訴要件は、どのようになっているのでしょうか。

A

6か月前から引き続き株式会社の最終完全親会社等の総株主の議決権又は発行済株式の1%以上を有する株主は、当該株式会社に対し、特定責任に係る責任追及等の訴えの提起を請求することができます。

多重代表訴訟の提訴要件は、基本的には従来の株主代表訴訟の構造を引き継いでいますが、多重代表訴訟に特有な要件は、少数株主権とされたこと、並びに、「最終完全親会社等」及び「特定責任」の定義そのものにあるといえます。

解 説

1 多重代表訴訟制度の提訴要件の概要

多重代表訴訟の提訴要件は、改正会社法847条の3第1項に規定されていますが、基本的な構造は従来の株主代表訴訟（責任追及等の訴え）にならったものとなっています。多重代表訴訟に特有な要件は、少数株主権とされたこと、並びに、「最終完全親会社等」及び「特定責任」の定義（法847の3①④）そのものにあるといえます。以下では、これらを敷衍して説明します。

2 多重代表訴訟の提訴要件

(1) 持株要件

株式会社の最終完全親会社等の総株主（決議事項の全部につき議決権を行使できない株主を除きます。）の議決権又は発行済株式（自己株

式を除きます。)の1% (定款で軽減可能)以上を有する株主に、提訴資格が認められます(法847の3①)。

これは、子会社と親会社株主との関係は親会社を通じた間接的なものであることから、多重代表訴訟の提起権を少数株主権としたものであると説明されています(岩原解説〔Ⅲ〕6頁参照)。

(2) 最終完全親会社等の株主であること

前記(1)の定義から明らかなように、「最終完全親会社等」すなわち「当該株式会社(子会社)の完全親会社等(法847の3②)であって、その完全親会社等がないもの」の株主であることが必要です(法847の3①)。

これは、子会社に少数株主が存在する場合には、当該少数株主に子会社の取締役の責任追及を委ねることができることから、完全親会社関係がある場合に限り多重代表訴訟を認めることとしたものです。

(3) 特定責任の追及であること

「特定責任に係る責任追及等の訴え」すなわち「特定責任追及の訴え」であることが必要です(法847の3①)。

「特定責任」とは、「発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において、最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の5分の1(定款で軽減可能)を超える場合における当該発起人等の責任」です(法847の3④)。

ここでは、「責任」の定義の体裁を取りながら、子会社の規模に関する要件(5分の1要件)を規定しています。すなわち、子会社の取締役等であっても実質的には親会社の事業部門の長である従業員にとどまる場合にまで親会社株主による責任追及の対象とすることは、役員間の提訴懈怠可能性に着目した現行の株主代表訴訟の制度に整合しないという指摘を踏まえ、親会社の取締役等に相当し得る重要な子会社の

取締役等の責任に限り、多重代表訴訟の対象とする趣旨です。

なお、「特定責任」に関しては経過措置が定められており、改正法の施行日前にその原因となった事実が生じた特定責任については、改正会社法847条の3の規定は適用しないものとされています（改正法附則21③）。

（4） 株式保有期間

公開会社においては、会社法847条1項にならい、提訴請求前6か月の株式保有期間が要求されています（法847の3①⑥）。

（5） 適用除外

多重代表訴訟の提起が株主若しくは第三者の不正な利益を図り、又は株式会社若しくは最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合や、特定責任の原因となった事実によって最終完全親会社等に損害が生じていない場合は、多重代表訴訟を起こすことはできません（法847の3①ただし書）。

前者は、会社法847条1項ただし書と類似の規定です。また、後者は、最終完全親会社等が子会社から利益を得た場合や子会社間において利益が移転した場合等のように、子会社に損害が生じていても最終完全親会社等に損害が生じていないときには、親会社株主は、子会社取締役等の責任追及について利害関係を有していないため、多重代表訴訟を認めない趣旨です。

（中村 佳澄）